

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができると思われるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行われなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

(適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 5 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第 8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第 10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(罰則)

第 12 (1)業務に従事していた者が在職中又は退職後に行った行為に対する刑罰

この契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「従業者等」という。)が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。(南島原市個人情報保護条例第52条)

従業者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前述のものを除く。)を提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。(同条例53条)

従業者等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。(同条例第54条)

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

従業者等が行った(1)の から までの行為については、乙(同条例第56条第1項の法人又は人をいう。)に対しても、 から までに掲げられた罰金刑が科せられる。

注1 「甲」は委託者である南島原市(実施機関)を、「乙」は受託者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また必要な事項を削除することができる。

3 当該個人情報取扱特記事項は、契約書の一部として契約書に綴じ込み割り印を押印すること。